

第5部

老人福祉計画

第 1 自立支援サービスの推進

1 在宅生活の支援

(1) 緊急通報装置設置事業

ひとり暮らし高齢者や高齢者のみの世帯の人等の緊急時に対応できるよう、緊急通報装置設置事業のPRに努めます。

表5-1 緊急通報装置設置事業の目標量 単位：件

区 分		平成30年度	平成31年度	平成32年度
神戸町	設置数	10	10	10
	累計	106	108	110
輪之内町	設置数	5	5	5
	累計	30	30	30
安八町	設置数	5	5	5
	累計	65	67	70

(2) ねたきり老人理容サービス

輪之内町においては、ねたきり高齢者の家庭へ年に6回理容師を派遣して無料で整髪等を行うねたきり老人理容サービスを継続して実施します。

表5-2 ねたきり老人理容サービスの目標量（輪之内町）

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
利用実人員（人）	10	10	10
延べ利用回数（回）	60	60	60
1人当たりの平均利用回数（回）	6	6	6

(3) 日常生活用具給付事業

日常生活用具給付事業はほとんど利用者がいないので、ひとり暮らし高齢者へのPRに努めていきます。

(4) 高齢者いきいき住宅改善助成事業

高齢者いきいき住宅改善助成事業は、介護保険の住宅改修費の支給と連携をとりつつ推進します。

表5-3 高齢者いきいき住宅改善助成事業の目標量 単位：利用人数

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
神 戸 町	1	1	1
輪 之 内 町	1	1	1
安 八 町	1	1	1

(5) 家族介護慰労金支給事業

要介護3～5の在宅高齢者が過去6か月間（安八町は3か月間）介護保険のサービスを受けなかった場合に支給する家族介護慰労金支給事業は継続して実施します。

表5-4 家族介護慰労金支給事業の目標量 単位：人

区 分	平成30年度	平成31年度	平成32年度
神 戸 町	1	1	1
輪之内町	2	2	2
安 八 町	5	5	5

2 相談事業

(1) 地域包括支援センター

地域包括支援センターは、住民の各種相談を幅広く受け付け、制度の垣根にとらわれない横断的・多面的支援を行います。相談内容に応じて、行政機関、医療機関、介護サービス事業者、民生児童委員、各種ボランティアなどの必要な社会支援サービスや制度が利用できるよう援助します。

(2) 町の相談窓口

介護保険サービスおよび老人福祉サービスの相談は、各町の福祉担当課で受けつけます。

3 情報提供

(1) 広報活動

今後もあらゆるメディアを通じて、高齢者の各種サービス等の情報提供に努めるとともに、地域包括支援センター、町社会福祉協議会等による広報活動を支援します。

(2) 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

都道府県社会福祉協議会は、判断能力が低下した人たちが地域で安心して生活を送れるよう、日常生活における福祉サービスの利用手続きの援助や代行、利用料の支払い等の福祉サービスの利用援助とそれに付随した日常的な金銭管理等を内容とする日常生活自立支援事業を行っており、この制度の周知などについて協力していきます。

第2 社会参加の促進

1 高齢者の社会参加と就労対策

(1) 老人クラブ

これからの老人クラブは、地域活動や在宅ケア支援活動に積極的に参加し、地域福祉の有力な担い手として期待されています。例えば、ひきこもりがちな高齢者を各種行事に参加できるよう手助けするなど、仲間同士の助け合いや交流は、介護予防にもつながります。老人クラブの組織の活性化を図るための支援をするとともに、会員個々の意識改革を促進します。また、人生80年時代となった現在において、老人クラブの加入年齢が60歳以上というのは若すぎると考えられるので、加入年齢の引き上げを検討します。なお、神戸町は、平成17年度から老人クラブの補助金対象を65歳以上に引き上げました。

(2) シルバー人材センター

高齢者の就労は、本人の生きがいになるとともに介護予防という視点で重要です。シルバー人材センターは、公共施設の清掃・除草、配食サービスの配食、一般家庭の植木の剪定、除草、あて名書等に取り組んでいます。今後も一部の総合事業の委託をするとともに、広報紙などを通じて情報提供に努めます。

(3) 定年延長への要望

「高齢者等の雇用の安定等に関する法律」により、事業主は、①定年の引上げ、②継続雇用制度の導入、③定年の定め廃止、のいずれかの措置を講じなければならないこととされています。しかし、だれもが年金が受給できる65歳まで働き続けることができるわけではありません。65歳になる前に仕事をやめた場合、年金受給までに所得の空白期間ができます。所得の空白期間の解消と、働く能力と働く意欲のある人がいつまでも働くことができる社会が実現できるよう、企業、関係機関に要望していきます。

(4) スポーツ・レクリエーション

高齢者一人ひとりが何らかのスポーツ・レクリエーション等に参加し、自らの健康や生きがいを高め、仲間づくりを促進できるよう、老人クラブ活動等での活動メニューの多様化を図ります。

2 生涯学習の推進

(1) 高齢者を対象とした学習

神戸町の老人大学講座、輪之内町のみつば学級および安八町の高齢者教育寿大学は、それぞれ好評を博していますが、さらに、高齢者の興味のもてるメニューの拡充とPRに努めます。

(2) サークル活動の参加（仲間づくり）の促進

ひとり暮らしや高齢者のみの世帯等の急増が予想され、また、働く女性の増加によって昼間独居の高齢者も増大します。高齢になって社会の第一線を退くと、家の中に閉じこもりがちとなり社会的孤立を招きやすくなります。また、情報も乏しくなります。そこで、老人クラブ等の同世代の活動グループ、スポーツ・レクリエーション活動、趣味のサークル等への積極的な参加を促し、同世代や異世代との交流を通じた仲間づくりを推進します。

第3 住みよい町にするための環境整備

1 住環境の整備

(1) 高齢者向け住宅

安全で住み良い住宅・住環境の整備として、緊急性の高い高齢者向け住宅の確保に取り組みます。

(2) 新しい住まいのあり方

健康な高齢者が入居する有料老人ホーム、グループリビングなど高齢者をはじめとして誰もが安心して住み続けられる住まいのあり方について検討します。

(3) 居住支援協議会の利用促進

居住支援協議会とは、住宅確保要配慮者（低所得者、被災者、高齢者、障がいのある人、子育て家庭など住宅の確保に特に配慮を要する人）の民間賃貸住宅への円滑な入居の促進を図るため、地方公共団体や関係業者、居住支援団体等が連携し、住宅確保要配慮者および民間賃貸住宅の賃貸人の双方に対し、住宅情報の提供等の支援を行うものです。居住支援協議会は県に設置されており、本郡の住宅確保要配慮者に、その利用の促進を図っていきます。

(4) 住宅改善への支援

高齢者いきいき住宅改善助成事業は、ねたきり高齢者や重度身体障がい者への情報提供はもちろんのこと、介護保険の住宅改修費の支給と関連が深いので、地域包括支援センターやケアマネジャーに周知させるよう努めます。

2 ひとにやさしいまちづくり

(1) 歩行空間

高齢者や障がいのある人が安心して利用できる歩行空間の創出を図るため、車いすがすれ違える幅の広い歩道の整備や歩道の段差解消などを推進します。また、違法駐車や放置自転車の解消を図るとともに、歩道や道路にはみ出している商品、看板等の撤去を求め、

高齢者や障がいのある人の安全で快適な歩行空間づくりを促進します。

歩くことは最も気軽な健康づくりの一つであり、夜間でも安全に散歩できるよう街灯の設置に努めます。

(2) 公共交通機関等

交通事業者を指導・支援し、段差の解消など公共交通機関のバリアフリー化を促進します。巡回バスは、高齢者や障がいのある人に配慮して運転するよう努めます。

(3) 公共的建築物

不特定多数の人々が利用する建築物で新築されるものについては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（バリアフリー法）」にもとづき、建築主に対する必要な指導および助言等を行うとともに、優良建築物に対する助成、税制上の特例措置および公的融資による支援策を広報し、バリアフリー化を積極的に誘導します。

(4) 町の建築物

町が新たに建設する建築物については、ユニバーサルデザインの考え方のもとに整備推進します。町の既存の建築物については、改善可能で緊急性の高いものから順次改善します。

(5) 駐車場

車いす使用者等が積極的に社会参加できるよう、障がいのある人専用の駐車場の設置を促進し、その確保を図っていきます。

(6) 公園緑地等

公園、緑地等は、誰もが利用しやすいユニバーサルデザインの考え方のもとに、整備、改善を進めます。

(7) ひとにやさしいまちづくりの浸透

どんなにバリアフリー化をしても、車いす使用者や視覚障がいのある人がひとりで行くことができない場所が数多くあります。住民のほんの少しの手助けにより、これが解決されるので、車いす使用者や視覚障がいのある人に対する手助けの方法等をPRしていきます。

3 防災・防犯対策

(1) 要援護者の把握

保健・医療・福祉情報等の一元管理により、要援護高齢者等の詳細な情報の把握に努めるとともに、消防署との連携を図ります。

(2) 高齢者に配慮した防犯・防災知識の普及・啓発

高齢者を犯罪や災害から守るための知識の普及、啓発を行うとともに、避難経路や避難場所の確認、地域や社会福祉施設等における適切な防災訓練、防災教育を推進します。

(3) 地域ぐるみの支援

地域ぐるみで高齢者や障がいのある人の安全確保を図るため、自主防災組織を中心として、情報伝達、避難誘導、救助等の体制づくりを図ります。自主防災組織には、民生児童委員、老人クラブ代表者、身体障害者相談員等の当事者および地域の状況を理解している人の参画を求めます。

(4) 災害時を想定した支援体制の構築

避難所での介護者等の確保を図るため、平常時よりヘルパー等の広域的なネットワーク化に努めます。また、災害時のマンパワーを確保するために、ボランティアの養成にも努めていきます。

(5) 災害時の指示体制づくり

東日本大震災においては、多くのボランティアが活躍しました。これらのボランティアが活躍する第1条件は、どこで何をしてもらうか指示することです。本郡で災害が起きた場合のことを想定して、近隣市町社会福祉協議会等と協力して、他市町から参加される災害ボランティアの適切な需給調整等ができる体制の確保を図ります。

(6) 緊急通報体制の整備

要援護高齢者や障がいのある人自身の災害や犯罪に対応する能力に配慮した緊急通報体制を整備します。

4 地域福祉活動の推進

(1) 町社会福祉協議会

- 社会福祉協議会は、住民主体の民間団体であり、その主体性が発揮できるよう努めていきます。
- 住民の福祉意識向上のため、各種広報活動の充実に努めます。
- 介護保険を補完する各種在宅サービスに積極的に取り組んでいきます。

(2) 福祉教育

- 子どもから高齢者に至るまでの福祉教育を展開していく必要があるため、具体的な目標・方針を明確にするための推進体制を確立します。
- 学校における福祉教育については、行政、教育委員会、小学校・中学校と連携して、やさしい心、思いやりのある心の醸成をめざします。

(3) ボランティア活動

- ボランティアに関する広報を推進し、住民のボランティア活動への参加に結びつけるよう努めます。
- ボランティア講座、手話教室、点字教室等を開催して、ボランティア精神の浸透を図り、ボランティア活動を促進します。
- サラリーマンが参加しやすい時間帯に、ボランティア講座の開催等を行い、ボランティア精神の浸透のみならず、活動への参加に結びつけられるよう努めていきます。

(4) 近隣ケアシステム等の構築

- いつまでも自宅で暮らしていくためには、隣近所の助け合いが必要不可欠です。そのため、各町の社会福祉協議会が中心となって、小地域を単位とした助け合いを目的とする地域ケアシステムあるいは近隣たすけあいネットワークの構築に取り組みます。